平成２４年（フ）第１３０５号
埼玉県加須市柳生1713番地２
債務者　松橋　圭市
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚田　壮一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２７７号
福井市江守中町第７号45番地14
債務者　卯西　千世
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅田　景子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第８６号
山形県米沢市大字川井4889番地の26、前住所山形県米沢市大字竹井951番地の６
債務者　渡部　明則
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第９２号
山形県東置賜郡高畠町大字根岸151番地
債務者　冨士川浩嗣
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第９３０号
埼玉県北本市東間７丁目140番地
債務者　田口　　清
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０６０号
さいたま市南区辻４丁目16番11号　コーポシャトル201
債務者　佐々木正法
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０６６号
さいたま市大宮区天沼町２丁目1048番地　レオパレスグレイス105号室、旧住所新潟県新潟市中央区近江２丁目４番22号
債務者　佐藤　利幸
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０８５号
さいたま市南区太田窪２丁目13番４号　２―203
債務者　大谷　綾子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１８７号
埼玉県鴻巣市箕田1313番地１　207号室ゴールデンハイムＡ
債務者　鹿島　真一
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２０３号
さいたま市南区沼影２丁目３番11―502号
債務者　相馬まき子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２１９号
さいたま市岩槻区西町３丁目１番32号
債務者　上村奈緒子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２４１号
埼玉県上尾市大字瓦葺2025番地16
債務者　佐藤　一美
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２４８号
埼玉県川口市芝２丁目４番14号　山口ビル302号、旧住所埼玉県川口市芝２丁目４番14号　山口ビル301号
債務者　伊藤　公子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２５８号
さいたま市北区本郷町527番地１　308号、旧住所埼玉県加須市騎西1526番地
債務者　津田　隆文
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３５５号
名古屋市中区新栄２丁目24番８号　プレサンスｍｉｕ新栄1002号
債務者　姫野　英司
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６２６号
名古屋市千種区仲田１丁目６番11号　エアーズロック仲田301号
債務者　伊藤有香里
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６４３号
名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1465番地の１
債務者　武田　健吾
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部